

第5章 特別支援学校教諭の普通免許状

第1節 大学卒業等による免許状の取得方法（免許法第5条、第5条の2別表第1）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と特別支援学校教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学における単位修得が必要です。

1 基礎資格及び最低修得単位数

所要資格 免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数 (注) 1
		特別支援教育に関する科目
専修免許状	修士の学位及び小・中・高・幼いずれかの普通免許状所有(注)2	50
1種免許状	学士の学位及び小・中・高・幼いずれかの普通免許状所有(注)3	26
2種免許状	小・中・高・幼いずれかの普通免許状を有していること	16

(注) 1 最低修得単位数欄の「特別支援教育に関する科目」については、特別支援学校免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において、次頁の「2 特別支援教育に関する科目の単位の修得方法」にしたがって修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「特別支援教育に関する科目」50単位のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することが必要です。

2 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、かつ、在学中に30単位以上修得した場合も含まれます。

3 平成元年3月31日までに採用され現に教育職員である者が、1種免許状を取得する場合には、学士の学位を有している必要はありません。（昭和63年改正法附則第8項）

4 2種免許状を有し → 1種免許状
1種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ有する免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 特別支援教育に関する科目の単位の修得方法

特別支援教育に関する科目	左の各科目に含めるべき科目	担任 可能 領域	最低修得単位数								
			2 種			1 種			専 修		
特別支援教育の基礎理論に関する科目 (注) 1		全領域	2			2			2		
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	8	1	8	16	1	8	16
	1		2			2					
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	2	1		4	1		4		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1		2			2				
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (注) 2	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	全領域	3			5			5		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 (注) 3		全領域	3			3			3		

(注) 1 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項の全てを含んで修得することが必要です。

2 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含んで修得することが必要です。

3 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる特別支援教育に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもってこれに替えることができます。

教育実習の単位数には、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。

第2節 教員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法第6条別表第7）

小・中・高等学校又は幼稚園教諭普通免許状所有者が、その有する免許状相当の学校の教員としての在職年数と単位修得により特別支援学校教諭2種免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

また、特別支援学校教諭普通免許状所有者が、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員としての在職年数と単位修得により特別支援学校教諭の上級の免許状を取得するためには、次頁以降に記載の基礎資格と単位修得が必要です。

1 特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数 （県教委規則別表第6）

基 礎 資 格			小学校・中学校・高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること
在 職 年 数 （注）1			3
最 低 修 得 単 位 数 （注）2			6
特別支援教育に関する科目（注）3	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1
	特別支援教育領域に関する科目（注）4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	

（注）1 在職年数及び単位修得は、基礎資格である小・中・高等学校又は幼稚園の普通免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、小学校、中学校、高等学校、幼稚園又は特別支援学校の教員として勤務した期間（基礎資格の普通免許状を取得した後に臨時免許状で勤務した期間を含む。）です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間及び養護教員としての勤務期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「特別支援教育に関する科目」の単位の修得方法については、免許法施行規則第7条第1項の修得方法を例とします。

4 「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合にあつては2単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合にあつては1単位以上修得することが必要です。

2 特別支援学校教諭 1 種免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

(県教委規則別表第 6)

基 礎 資 格			特別支援学校教諭 2 種免許状
在 職 年 数 (注) 1			3
最 低 修 得 単 位 数 (注) 2			6
特別支援教育に関する科目 (注) 3	特別支援教育の基礎理論に関する科目		
	特別支援教育領域に関する科目 (注) 4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎資格である特別支援学校 2 種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、特別支援学校教諭 2 種免許状を有し、特別支援学校において、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として勤務した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「特別支援教育に関する科目」の単位の修得方法については、免許法施行規則第 7 条第 1 項の修得方法を例とします。

4 「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合にあつては 2 単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合にあつては 1 単位以上修得することが必要です。

3 特別支援学校教諭専修免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基 礎 と な る 免 許 状	特 別 支 援 学 校 教 諭 1 種 免 許 状
在 職 年 数 (注) 1	3 年以上
最 低 修 得 単 位 数 (注) 2	1 5 単位以上

(注) 1 在職年数及び単位修得は、基礎資格である特別支援学校 1 種免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、特別支援学校教諭 1 種免許状を有し、特別支援学校において、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として勤務した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

2 単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程、これと同レベルの認定講習等における「特別支援教育に関する科目」を修得することが必要です。

第3節 特別支援学校自立教科の免許状の取得方法（免許法施行規則第64条）

1 特別支援学校の自立教科の普通免許状は、次の基礎資格を有する場合に取得することができます。

（1）基礎資格

取得しようとする免許状		教 科	基 礎 資 格
特別支援学校 自立教科教諭	1 種 免 許 状	理 療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。
			ロ 医師免許を受けていること。
		理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
		音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。
		特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
	2 種 免 許 状	理 療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したこと。
		理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
		音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。
		特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。

※ 理療の教科の免許状を取得する場合は、医師免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許のいずれも有しない者には授与できません。

理学療法の教科の免許状を取得する場合は、理学療法士免許の免許を有しない者には授与できません。

理容の教科の免許状を取得する場合は、理容師免許及び美容師免許のいずれも有しない者には授与できません。

(注) 経過措置

- ① 平成18年3月31日までに高等学校教諭の普通免許状、盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての1種免許状又は自立活動の教諭の1種免許状の授与を受けた者であって理学療法士免許又は医師免許を受けているものには、特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての1種免許状を授与することができます。
- ② 平成18年3月31日までに盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての2種免許状の授与を受けた者であって、理学療法士免許を受けているものには、特別支援学校自立教科の理学療法の教科についての2種免許状を授与することができます。
- ③ 平成16年度7月1日において高等学校助教諭の臨時免許状又は盲学校特殊教科助教諭の理療の教科についての臨時免許状の授与を受けている者であって、理学療法士免許を受け、かつ、盲学校において理学療法の教科の教授を担当する教員として5年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものには、特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての2種免許状を授与することができます。

2 特別支援学校の自立教科の免許状取得後、更に上級の免許状を取得するためには、その有する免許状取得後、特別支援学校の教員としての在職年数と単位修得が必要です。

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

取得しようとする 免許状の種類及び教科			有することを必要とする 免許状の種類及び教科		在職年数 (注) 1	最低修得単位数 (注) 2
特別支援学校 自立教科教諭	1 種 免 許 状	理 療	2 種 免 許 状	理 療	5	1 0
		理学療法		理学療法	5	3
		音 楽		音 楽	1 0	—
		理 容		理 容	1 0	—
		特殊技芸		特殊技芸	1 0	—
	2 種 免 許 状	理 療	臨時免許状	理 療	5	1 5
		理学療法		理学療法	5	6
		音 楽		音 楽	5	1 0
		理 容		理 容	5	—
		特殊技芸		特殊技芸	5	1 0

(注)1 在職年数及び単位修得は、有することを必要とする免許状を取得した後のものに限られます。

在職年数は、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校又は聴覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間です。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

- 1 単位の修得方法は、次頁の「(2) 自立教科の単位の修得方法」の定めるところにより、認定課程を有する大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は認定講習において修得することが必要です。

(2) 自立教科の単位の修得方法

取得しようとする 免許状の種類及び教科		修 得 を 要 す る 科 目	最低修得 単 位 数
特別支援学校 自立教科教諭 1 種 免 許 状	理 療	① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ② 特別支援教育領域に関する科目	1科目以上 3 単 位
		理 療 に 関 す る 科 目	7 単 位
	理学療法	① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ② 特別支援教育領域に関する科目	1科目以上 3 単 位
特別支援学校 自立教科教諭 2 種 免 許 状	理 療	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4 単 位
		特別支援教育領域に関する科目 の うち 心 理 等 に 関 す る 科 目	2 単 位
		理 療 に 関 す る 科 目	9 単 位
	理学療法	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4 単 位
		特別支援教育領域に関する科目 の うち 心 理 等 に 関 す る 科 目	2 単 位
	音 楽	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4 単 位
		特別支援教育領域に関する科目 の うち 心 理 等 に 関 す る 科 目	2 単 位
		音 楽 に 関 す る 科 目	4 単 位
	特殊技芸	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4 単 位
		特別支援教育領域に関する科目 の うち 心 理 等 に 関 す る 科 目	2 単 位
		免許教科に係る教科に関する科目	4 単 位

※ 授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心とした科目について修得することを要します。